

令和2年(行ウ)第71号 損害賠償請求行為請求事件

原告ら 宗 岡 明 弘外533名

被告 神 戸 市 長

証 拠 説 明 書

令和4年11月 2 日

神戸地方裁判所 第2民事部 合議B 御中

被告訴訟代理人

弁護士 石 丸 鐵 太 郎



弁護士 三 浦 潤



弁護士 森 有 美

弁護士 藤 原 孝 洋



弁護士 中 尾 悦 子



弁護士 山 本 真 珠 子



同復代理人

弁護士 普 喜 啓



乙 号証	標 目 (作成年月日)	原本 写し	作成者	立 証 趣 旨
20	平成9年(調)第1号事件外意見書 (H21.11.27)	写し	被申請人代理人弁護士	<p>須磨多聞線を4車線から2車線に変更することだけでなく、副道を歩車共存で設けること、高架区間の橋梁下部については、地元による維持管理等の条件が整えば、緑地広場として整備すること等を含むものであり、道路建設による環境悪化を懸念する申請人らの主張を取り入れていることを示しているもの。</p> <p>また、神戸市環境影響評価等に関する条例に準じて、須磨多聞線の整備に伴う沿道環境への影響を予測し、必要に応じて環境保全措置を講じることを示しているもの。</p>
21	平成9年(調)第1号事件上申書 (H22.2.25)	写し	申請人ら代理人弁護士	<p>申請人らが期日開催の延期を求めていたことを示しているもの。</p>
22	神戸国際港都建設計画道路 3.3.3 2号須磨多聞線(西須磨) 3.1.2号中央幹線(西須磨) 環境影響評価書(抜粋) (H26.8)	写し	神戸市	<p>環境影響評価 実施計画書及び評価書(案)に対する専門家のPM2.5等にかかる意見を示しているもの。</p>

23	神戸国際港都建設計画道路 3. 3. 3 2号須磨多聞線（西須磨）3. 1. 2号中央幹線（西須磨）環境影響評価書（抜粋） (H26. 8)	写し	神戸市	実施計画書段階で記載のなかったPM2. 5等について、専門家の意見をを受けて評価書では、環境基準や環境の概況として大気質のところでは言及していることを示しているもの。
24	神戸市環境常時監視システム 局別年間統計値 (2000～2020年度)	写し	神戸市環境保全課	PM2. 5については、環境局が毎年調査を行っており、近隣の一般環境大気測定局（須磨）及び自動車排出ガス測定局（西部）において、平成28年度以降いずれも環境基準を満足していることを示しているもの。
25	神戸国際港都建設計画道路 3. 3. 3 2号須磨多聞線（西須磨）3. 1. 2号中央幹線（西須磨）環境影響評価書（抜粋） (H26. 8)	写し	神戸市	騒音に係る環境基準を示しているもの。
26	道路環境影響評価の技術手法（抜粋） (H25. 3)	写し	国土交通省 国土技術政策総合研究所、独立行政法人土木研究所	排水性舗装や遮音壁といった環境保全措置は、一般的に採用されているものであることを示しているもの。